

警備業法施行規則等の一部改正について

令和元年8月30日付、警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令等が制定され、同日施行されたことから、同改正内容等についてお知らせします。

記

1 改正された規則

- (1) 警備業法施行規則
- (2) 警備員等の検定等に関する規則

2 改正の概要

(1) 警備業法施行規則

- ・ 警備員の教育時間数の変更（下記は、一般の警備員の教育時間数）
 新任教育：20時間以上（基本教育と業務別教育の時間数を統合）
 現任教育：10時間以上（基本教育と業務別教育の時間数を統合、年度ごと）

- ・ 警備員教育における講義の方法の拡大

電気通信回線を使用して行う講義の方法を認めることとされました。

ただし、同方法は、

- ・ 受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること
- ・ 受講者の受講の状況を確認できるものであること
- ・ 受講者の警備業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること
- ・ 質疑応答の機会が確保されているものであること

の要件のいずれにも該当するものに限りです。

(2) 警備員等の検定等に関する規則

- ・ 空港保安警備業務及び雑踏警備業務における配置基準の見直し

場所の範囲や区域を特定するに当たり、ICT等の技術の利用状況を勘案できることとされました。

3 参考事項

教育時間は、別添「新任教育の教育時間数(新旧比較)」、「現任教育の教育時間数(新旧比較)」を確認して下さい。

(担 当 係)

福岡県警察本部生活安全部
生活保安課警備業係
092-641-4141(内線 3173/3174)